

## 社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会委員等の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- |           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| (1) 理事・監事 | 月 額 | 2,500円 |
| (2) 支部長   | 月 額 | 2,500円 |

2 役員のうち、常勤の役員に対して支給する報酬の額については、前項の規定にかかわらず月額400,000円の範囲内において支給する。

3 役員等が理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、報酬を支給する。

- |               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| (1) 理事・監事     | 日 額 | 7,600円 |
| (2) 評議員       | 日 額 | 7,600円 |
| (3) 評議員選任解任委員 | 日 額 | 7,600円 |

但し、勤務が半日以内で終了した場合の報酬額は、上記の半額とする。

また、常勤の役員については、3項に定める報酬は、支給の対象外とする。

### (支給の方法)

第3条 前条第2項に定める月額等の報酬を受ける役員については、その職に就任した日から報酬を支給する。

2 前項の場合において、その職に就き、又はその職を離れた当該月分の報酬は、当該月の職にあった日数を基礎とする日割計算により支給する。ただし任期満了、失職又は死亡によりその職を離れた場合は、その月の末日まで支給する。

3 前条の規定にかかわらず御前崎市の一般職の者、又は協議会職員で月額等の給料を支給されるものが役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる役員として受けるべき報酬は、支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員が職務のため出張したときは、本会職員旅費支給規程に定める費用を支給する。

### (通勤手当)

第5条 常勤役員等の通勤手当の支給については、本会職員給与規程に規定する支給方法の例による。

(期末勤勉手当)

第6条 期末勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額を基準として、100分の80を超えない範囲の率を乗じて得た額に、本会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に規定する期末手当の在職期間の区分に応じて定める一定の割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、退職し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額を基準として、100分の50を超えない範囲の率を乗じて得た額とする。

(準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、月額の報酬及び期末手当の支給については、本会職員給与規程に規定する支給方法の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。